

令和6年度 新潟市優良介護事業所・職員表彰募集要項

1 目的

介護職員の待遇改善や人材育成、現場での生産性向上や業務改善に取り組んでいる事業所とそこで働く職員の功績を称えるとともに、介護の仕事に携わる方々の日頃の尽力に、感謝と敬意を伝える場とします。

さらに、事業所における取組を広く市民に紹介し、介護の仕事に対する理解を深めることで、介護職のイメージ向上や新たな就業者の増加を目指します。また、他の事業所にも優れた事例を共有し、介護サービスの質の向上と人材の定着につなげることを目的としています。

2 募集対象

(1) 事業所表彰

職員の待遇改善、人材育成、介護の魅力向上、人材の確保、人材の定着等に向けた取組を行い、整備されている全ての介護サービス事業所。(最大3事業所)

(2) 職員表彰

(1)に応募した事業所から推薦を受け、同一法人で10年以上継続して在籍し、高齢者の自立支援や地域貢献など、幅広い視野で介護サービスの質の向上に寄与している職員。(1事業所最大3名)

3 応募資格

(1) 事業所表彰

- ・新潟市内に所在する、介護保険法に基づく指定等を受けている事業所。
- ※ 特別養護老人ホームや介護老人保健施設に併設され、一体的に運営されている短期入所生活介護等の指定居宅サービス(みなし指定を含む。)については、「本体施設」に含めて表彰の対象とし、個別での表彰は対象外とする。

(2) 職員表彰

- ・(1)に応募した事業所から推薦を受け、同一法人で10年以上継続して在籍している職員。
- ・正規職員として勤務している常勤または短時間勤務職員(※)。
- ※ 短時間勤務職員…1週の所定労働時間が正規職員に比べ短い者。

4 応募の対象外

以下のいずれかに該当するものについては、事業所表彰、介護職員表彰の対象外とする。

- (1) 過去5年間に於いて、労働関係法令その他法令上の重大な違反がある事業所
- (2) 過去5年間に於いて、介護保険法に基づく行政処分を受けた事業所
- (3) 新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)に規定する、暴力団、暴力団員、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係者
- (4) 刑事事件に関して、現に起訴されているもの又は禁錮以上の刑に処された者(刑の消滅したものを除く。)

- (5) 令和6年4月1日以降に、要介護施設従事者等による虐待が認定されている介護事業所
- (6) 市税の滞納をしている介護事業所

5 応募期間

令和6年11月5日(火)から令和6年11月30日(土)まで

6 提出先

郵送：〒951-8550 新潟市福祉部高齢者支援課企画係(住所不要)

電子メール：koreisha@city.niigata.lg.jp

7 応募方法・審査・選考・表彰

	事業所	職員
応募方法	以下、所定の書式を提出する。 ・応募申込書(様式1) ・取組項目確認票(様式2-1) ・取組項目確認票別紙(様式2-2) ・暴力団排除に関する誓約書 ・納税証明書(新潟市制度用) ・その他、取組内容を説明する参考資料等	以下、所定の書式を提出する。 ・介護職員表彰推薦書(様式3) ・資格者証の写し
審査・選考	・提出された書類を審査基準(別表1)に基づき審査する。必要に応じてヒアリングを実施し、市が設置した選考委員会が被表彰者を決定する。	・推薦書の内容を審査基準(別表2)に基づき選考委員会で協議し、被表彰者を決定する。
選考委員会	・新潟市介護人材確保対策協議会委員(3名程度) ・新潟市福祉部関係課(3名程度)	
表彰式	・当該事業者に属する者3名まで参加可(うち代表者1名を表彰する。)	・推薦職員
	・表彰後に表彰事例発表、事業所PRの時間を設ける(5分程度)。	
公開	・表彰事業所を市HPで公開 ・表彰事例、事業所PRを市HPで公開	・表彰事業所と職員の人数を市HPで公開

8 スケジュール

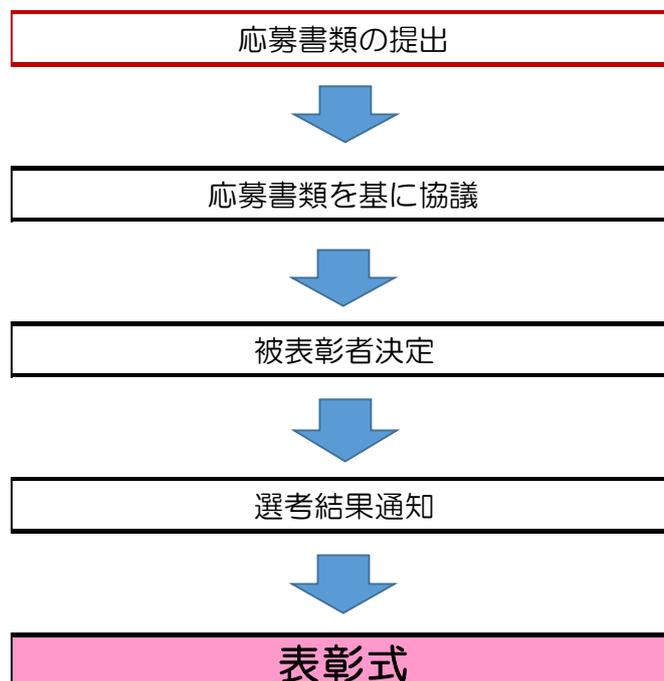
(1) 選考結果の通知

令和6年12月中旬頃

(2) 表彰式及び被表彰者による事例発表会

令和7年2月9日(日)午前(予定) 新潟市中央区内

- ・受賞事業所には、実施している取組内容を紹介動画・パワーポイント等によって、発表していただきます。(1事業所5分程度)
- ・表彰結果、表彰式及び事例発表の様子は、新潟市ホームページ等で公表する予定です。



9 お問い合わせ先

新潟市福祉部高齢者支援課企画係

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話番号 025-226-1295

電子メール koreisha@city.niigata.lg.jp

(別表1)

項目		審査基準
1	働きやすい職場環境	①有給休暇・育児休業等の取得促進 年次有給休暇や育児休業等の取得がしやすい環境であり、事業所として取得を推奨又は取得しやすい環境整備に努めている。
		②労働時間・働き方の改善 時間外勤務の削減に努めたり、食事介助・入浴介助など忙しい時間帯に短時間勤務職員を活用したりして、働き方を工夫している。
		③職員のニーズの把握 職員の要望や不満を拾い上げ、解消に努める仕組みが構築されている。
2	介護人材育成の取組	①新規採用職員の育成 新規採用職員に育成担当を配置する等、新規採用職員に配慮した育成制度を構築している。
		②キャリアパス制度の整備 キャリアアップの過程や必要水準を職員に対して明確に表示している。
		③資格取得への支援 職員の資格取得について、事業所(法人)で支援し、実際に職員が資格を取得した実績が多くある。
		④研修の実施 職員の研修派遣を定期的実施している。
3	業務改善	①業務改善・効率化 業務内容の見直しや効率化を図ることで、業務が改善された実績がある。
		②ICT機器の導入 介護ロボットや見守りアプリを導入し、職員の身体介助の負担や事務作業の軽減・削減に努めている。
4	利用者への対応	①高齢者虐待防止・身体的拘束廃止 高齢者虐待の防止や身体的拘束廃止の徹底を図り、定期的に研修や会議を実施し、利用者に情報開示をしている。
		②利用者のニーズの把握 運営懇談会の開催等によって、利用者のニーズを拾い上げ、今後の事業所運営に反映している。
5	社会貢献	①地域との交流 地域イベントやボランティア活動に参加するなど、地域社会へ貢献しており、地域との連携を積極的に行っている。
		実習やインターンシップ、ボランティアの受け入れを行っている。

(別表2)

項目	審査基準
1 介護の質の向上につながる取組	人材育成に貢献している。
	他の職員の技術向上に貢献している。
	自身が研修で得た技術など、優れた技術を他の職員に還元している。
	会議等を開催して、介護技術の改善策について積極的に提案している。
2 介護における専門的な技術の取得やスキルアップ	研修の受講により最先端の介護技術を取得している。
	資格の取得により、介護技術を向上させている。
3 職場貢献とリーダーシップ	同僚との協力や連携を重視し、職場内での良好なチームワークを形成している。
	ユニットケアリーダー研修等、介護リーダーに関する研修を積極的に受講している。
	介護リーダーとして、所属事業所の介護職員をまとめている。
4 対応力と問題解決能力	利用者の状態や状況、個性に応じた柔軟な対応ができる。
	緊急時やトラブル発生時にも冷静に対応し、問題解決に尽力している。
5 地域貢献	地域の一員として、積極的に地域貢献をしている。